

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
3 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	6
4 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	9
5 . 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	10
6 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	14
7 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	16

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。 (1) ~ (4) (略) (5) <u>利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券</u>について、<u>その</u>利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の 4 日前 (休業日を除く。) の日 4 ~ 6 (略)</p>	<p>(売買の種類) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。 (1) ~ (4) (略) (5) <u>利付転換社債型新株予約権付社債券</u>について、<u>当該利付転換社債型新株予約権付社債券</u>の利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の 4 日前 (休業日を除く。) の日 4 ~ 6 (略)</p>
<p>(呼値) 第 1 4 条 (略) 2 ~ 6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) (略) (4) 債券は、<u>各債券の金額 (以下「額面」という。)</u> 1 0 0 円につき、1 銭とする。 (5) ・ (6) (略) 8 ~ 1 1 (略)</p>	<p>(呼値) 第 1 4 条 (略) 2 ~ 6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) (略) (4) 債券は、<u>額面</u> 1 0 0 円につき、1 銭とする。 (5) ・ (6) (略) 8 ~ 1 1 (略)</p>
<p>(売買単位) 第 1 5 条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) (略) (4) 債券は、本所が定めるところにより、額面</p>	<p>(売買単位) 第 1 5 条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) (略) (4) 債券は、本所が定めるところにより、額面</p>

1,000万円、額面100万円又は額面10万円とする。

(5)・(6) (略)

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率に乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の利札の授受を行わないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算にあたって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として本所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

1,000万円又は額面100万円とする。

(5)・(6) (略)

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算にあたって、利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))を行っているものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 利付債券(利付の新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3~5 (略)</p>

(利子の日割計算)

第 1 1 条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第 1 3 条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、投資信託受益証券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) ~ (3) (略)

(削る)

(利子の日割計算)

第 1 1 条 債券(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第 1 3 条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、投資信託受益証券、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 債券の売付け(次号に定める売付けを除く。)

については、額面金額が売買単位の券種の債券又は他の券種の債券で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位となるように組み合わせたもの

(4) (略)

2 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第 1 8 条 (略)

2 債券(新株予約権付社債券等を除く。)の売
買の受託に関する契約については、この準則に定
めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に
関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で
締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第 1 9 条 (略)

2 正会員は、顧客から債券(新株予約権付社債
券等を除く。)の売買の委託を受けたときは、当
該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成
1 3 年法律第 7 5 号)に基づく口座を設定し、そ
の口座の振替により行うものとする。ただし、保
管振替機構における口座の振替により有価証券
の受渡しを行う場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 8 年 1 月 1 0 日から
施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場され
ている債券(新株予約権付社債券等を除く。)
については、保管振替機構が振替業において取
扱いを開始する日として本所が定める日を決済
日とする売買から改正後の規定を適用する。

(5) (略)

2 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第 1 8 条 (略)

(新設)

(口座振替による受渡し)

第 1 9 条 (略)

(新設)

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 消化件数が1,000件と同程度以上で</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該債券の本券の見本</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p> <p><u>(上場銘柄数)</u></p> <p><u>第3条 債券の上場銘柄数は、同一の発行者について1銘柄とする。ただし、本所が特に必要と認めた債券については、この限りでない。</u></p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>本券の券面総額が当該債券の未償還額面</u></p>

あること。

- c 額面金額が、10万円、100万円又は1,000万円のいずれかであること。
- d 指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

2 （略）

（社債券の上場廃止基準）

第7条 （略）

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- （1）未償還額面総額が3億円未満となった場合
- （2）最終償還期限が到来する場合
- （3）・（4）（略）
- （5）指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- （6）（1）から前（5）までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

（社債券以外の債券の上場廃止）

第8条 （略）

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

総額の10%以上であり、消化件数が1,000件と同程度以上であること。

- c 当該債券発行後の経過年数が3年以内であること。
- d 本券が本所の定めるところに従って作成されているものであること。

2 （略）

（社債券の上場廃止基準）

第7条 （略）

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- （1）未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合
- （2）残存年数が1年未満となった場合
- （3）・（4）（略）
- （新設）
- （5）（1）から前（4）までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

（社債券以外の債券の上場廃止）

第8条 （略）

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、前条第2項第2号に該当する銘柄であって、本所が特に必要と認めるものについては、上場を廃止しないことができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券が、平成19年3月31日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成19年4月30日に上場廃止する。
- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第4条第1項第2号cの規定の適用については、同規定中「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(債券の売買単位)</p> <p><u>第12条の3 規程第15条第4号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。</u></p> <p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第20条 規程第27条に規定する税額相当額として本所が定める額は、利子に100分の20を乗じて算出した額(円位未満を切り捨てる。)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として本所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定と適用する。</p> <p>3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第13条の規定の適用については、同条中「額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円」とあるのは「額面金額の最低額」とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第20条 規程第27条に規定する税額相当額として本所が定める額は、<u>利札面に記載する利子</u>に100分の20を乗じて算出した額(円位未満切り捨て)とする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 2 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (略)</p> <p><u>(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 5 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>(f) 債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 6 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(g) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第 4 号、</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(d) 債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 2 項第 5 号 (同特例第 8 条第 2 項の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(e) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が 1 年未満になった場合に限る。)、第 4 号若しくは</p>

第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4.(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) (略)

(b) 前条第4号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第2号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第3号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本

第5号、第8条第1項又は同条第2項本文のうち「未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在に未償還額面総額の20%未満となった場合」若しくは債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「残存年数が1年未満となった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定めるところによる。

(a) (略)

(新設)

(b) 前条第4号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本

所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第4号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第4号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(g)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5・(2)a、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合（同項第1号aの（b）及び（c）並びに同項第2号aの（a）に該当する場合を除く。）において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポ

所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第4号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（新設）

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合

同(e)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(e)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(e)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4・(2)a、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合（同項第1号aの（b）及び（c）並びに同項第2号aの（a）に該当する場合を除く。）において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポ

ストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合、同項第2条の2aの(c)に定める前条第2号の2の(f)口に該当した場合又は同項第4号a(g)に定める前条第4号a(g)口に該当した場合当該開示を行った日の本所がその都度定める時

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

ストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号a(f)に定める前条第4号a(f)口に該当した場合
当該開示を行った日の本所がその都度定める時

(3) (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 債券(次号に掲げるものを除く。)</u>は、<u>売買単位の額面金額の券種の債券又は他の券種で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位の額面金額となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日</u></p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日</u></p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券（新株予約権付社債券等を除く。）については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として本所が定める日を決済日とする決済から改正後の規定を適用する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（2） 第2条第1項第5号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（3） 第2条第1項第5号に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>2. 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p><u>第4条第2号bに規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>3.（略）</p> <p>4.（略）</p>	<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2） 第2条第1項第3号に規定する「当該債券の本券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p><u>（3） 第2条第1項第6号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（4） 第2条第1項第6号に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p>2. 上場銘柄の取扱い（債券特例第3条関係）</p> <p><u>第3条ただし書の規定により、本所が特に必要と認める債券は、本所の上場会社間の合併により解散した会社の本所に上場されていた社債券とする。</u></p> <p>3. 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p><u>第4条第2号bの規定により、本所が定める本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（9）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>3.の2（略）</p> <p>3.の3（略）</p>

5. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）

- (1) 第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」（第8条第2項本文の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。
- (2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
- a (略)
- b 第7条第1項第1号若しくは同条第2項第1号、第8条第1項又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満になった場合」に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。
- c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）

- (1) 第7条第2項第2号に規定する「残存年数が1年未満となった場合」（第8条第2項本文の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。
- (2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
- a (略)
- b 第7条第1項第1号若しくは同条第2項第1号、第8条第1項又は同条第2項本文のうち「未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満になった場合」に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。
- c 第7条第2項又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限までの残存年数が1年未満となった銘柄については、該当日の属する月の翌月の初日

- d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して5日前の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- e 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日
- f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日
- g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日
- h 第7条第2項又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた銘柄については、本所がその都度定める日
- i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することと

- d 第7条第2項又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満となった銘柄については、繰上償還の日から起算して4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該銘柄の繰上償還の日が休業日に当たるときは、繰上償還の日から起算して5日前の日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- e 第7条第2項又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日
- f 第7条第1項第2号本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日
(新設)
- (新設)
- (新設)

なった銘柄については、合併期日

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。